

競争ルールの検証に関するWG（第26回）

1 日時 令和4年3月14日（月） 17:30～18:40

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

小室公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、渋谷消費者行政第一課企画官、永井料金サービス課課長補佐、望月料金サービス課課長補佐、中島料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 皆様、こんにちは。今日もお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、第26回競争ルールの検証に関するワーキンググループを開催したいと存じます。

本日の会合も、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、オンライン会議による開催ということにさせていただきました。

まずは議事に入ります前に、事務局から連絡事項の説明をお願いしたいと思います。どうぞ事務局からよろしく申し上げます。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

なおチャット欄は、構成員の皆様、総務省出席者、オブザーバーからは御覧いただけますが、傍聴者の皆様からは見えません。御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。

また、発言時以外は、マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは早速、議事に入りたいと存じます。本日は4点です。まず「電気通信事業法改正法案について」、2番目に「今回の検証方針（案）について」、3番目に「総務省情報提供窓口に寄せられている電気通信事業法第27条の3関係の通報の状況について」、そして4番目に「携帯電話端末が対応する周波数の現状について」の、4点につきまして、それぞれ事務局から御説明をいただき、その後、意見交換を行うという形で進めたいと存じます。

それではまず、議題（1）の「電気通信事業法改正法案」について、事務局から御説明をお願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料1に基づきまして報告をさせていただきます。

本件につきましては、本ワーキンググループ報告書2021におきまして、音声通話料金に関する御提言の中で、MNOとMVNOの間の協議が有効に機能してきたのか、また、これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含めて、別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要との御提言をいただいたところでございました。これを踏まえて、「接続料の算定等に関する研究会」において、昨年10月から議論を開始し、本年2月14日の会合で卸協議の適正性の確保に係る制度整備について取りまとめを行ったところでございます。この内容を含めた、電気通信事業法の改正案について本年3月4日に閣議決定をし、国会提出をしているところでございます。つきましては、その改正案の内容のうち、特に本ワーキンググループに関係がございます卸協議の適正性の確保に係る制度整備、この部分について報告をさせていただきます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、右肩1ページを御覧ください。まず、電気通信事業法の一部を改正する法律案、こちらが国会に提出している正式な名称でございますが、そちらの概要となっております。こちらの1枚紙につきましては、その改正の全体像を示しているものでございます。御覧いただいているとおり、今回大きく改正の柱として、3点あるところでございます。まず、一つ目でございますが、①情報通信インフラ

の提供確保というところでございまして、こちらは新たにブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置付けることを内容とするものでございます。続きまして、②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保というところでございまして、こちらは利用者情報の適正な取扱いの確保を内容とするものでございます。続きまして、③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備ですが、ここを赤破線で囲わせていただいておりますけれども、先ほどの卸協議の適正性の確保に係る制度整備は、こちらに入るところでございまして。

それでは、1枚おめくりいただきまして、右肩2ページを御覧ください。卸協議の適正性の確保に係る制度整備に係る改正条文案というところでございまして、条文案ベースで説明をさせていただきます。まず、現行の電気通信事業法第38条の2という1項建ての条文がございまして。こちらは、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務、こちらの提供の業務を開始したときは総務大臣に対して届け出なければならないという、いわゆる提供開始の届出義務というものが規定されているところでございまして。今回、その後ろに赤破線で囲わせていただいているところがございましてけれども、新たに3項の追加を考えているところでございまして。

まず第2項でございましてけれども、こちらは特定卸電気通信役務の提供義務というものを課していくというところでございまして。こちらの特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない、という規定でございまして。

続きまして、第3項、こちらは特定卸電気通信役務につきまして、情報提示義務を課していくというところでございまして。具体的に申し上げますと、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者はその卸先事業者から金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない、という規定でございまして。

続きまして、第4項、こちらは先ほどの第3項の情報提示義務に違反した場合に業務改善命令を出すという担保措置を規定しているところでございまして。また、米印の小さい字になっているところでございまして、第2項の提供義務に違反した場合の担保措置として、次の条である第39条において特定卸電気通信役務の協議開始・再開命令について併せて整備を行っているところでございまして。

右肩3ページ、4ページにつきましては、「接続料の算定等に関する研究会」での取り

まとめ結果を付けているところでございますので、御参考までに御覧いただければと考えております。

事務局からは、以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいはコメントのある方は、チャット欄に合図をしていただきたいと思います。御指名申し上げますので、それから御発言をお願いいたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

ないようでございますのでこれくらいにしたいと思いますが、本件につきましては、我々のワーキンググループだけでなく、関係の検討会におきまして昨年来の議論を踏まえた上で、政府としての制度整備のための法案を国会に提出したという御説明でございました。MNOとMVNOの間の公正な競争環境を整備するための取組の一環として、非常に重要なものであると考えております。今後、国会の審議を待つことになるかと思いますが、我々ワーキンググループとしても、制度整備の状況をよく注視してまいりたいと存じております。何か御意見があれば、また後ほど出していただければと思います。

では続きまして、議題（2）に移りたいと思います。「今回の検証方針（案）」につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

【川野料金サービス課長】 事務局料金サービス課の川野でございます。それでは、資料2に基づきまして、今回の検証方針（案）について御説明を申し上げます。

1 ページ目をお送りください。競争ルールの検証に関するワーキンググループ、こちらは、令和元年10月に施行されました改正電気通信事業法において実施した様々な措置、大きくは2つの柱がございます。通信料金と端末代金を分離するという内容、また、期間拘束等の行き過ぎた囲い込みを是正するという二本柱が中心となっていたわけですが、この改正法の効果あるいはモバイル市場への影響等について評価・検証を行うことを目的として設置させていただいたものでございます。

先生方も御案内のとおり、これまで2年間、2020年10月に第1回目の報告書「報告書2020」、また昨年9月に「報告書2021」を取りまとめていただいたというところがございます。そして、今年3月から3回目の検証作業に入りたいという御提案でございます。本年も、その後の状況変化も踏まえ、次のような基本的な考え方にに基づき、評価・検証を行うこととしたいと考えてございます。①として、改正法の効果やモバイル市

場への影響等について継続的に検証を行うこと。また、②として、モバイル市場等における環境変化等、あるいは、各種検討の中で挙げられた課題について重点的な検証を行う。その上で、公正な競争を一層促進していく上で必要な対応について検討を行う、ということとしてございます。

具体的な方針といたしまして、下の2のところでございます。上記1の基本的な考え方を踏まえ、今回の検証については、以下の方針で進めることといたしたい、と御提案申し上げます。まず①でございますけれども、改正法の効果、あるいはモバイル市場への影響等につきましては、昨年と同様に事業者の皆様からの報告、あるいは公表データ、こういったデータを定量的あるいは定性的に分析させていただくこと。また、利用者アンケート調査を実施すること。あとは、各事業者へ実際にヒアリングを行うことを通じて、評価・検証を行いたいと考えております。その中でも、改正法の執行状況、特に通信と端末の分離の状況につきましては、先生方も御記憶かと思いますが、昨年、総務省におきまして、通信・端末の分離の趣旨を踏まえた実際の販売が行われているか、ということ、覆面調査という形で実施させていただきました。残念ながら昨年は、必ずしも趣旨に沿わない形での販売の状況が確認されたところがございます。今年もここを確認していく必要があるかと考えており、加えまして今年、後ほど資料3にて御説明申し上げますが、総務省において、新たに昨年9月から設置しております情報提供窓口に寄せられている通報の状況というものも、併せて御報告差し上げたいと思います。さらに、総務省が今年も覆面調査を実施しておりますので、この結果を報告させていただきまして、適正な運用が行われているかという検証をしっかりと行いたいと思っております。

また、モバイル市場の動向につきましては、一昨年来、市場における料金プランの状況等を毎年フォローしておりますけれども、いわゆる低・中容量の領域というのは、国際的に見ても遜色のない水準での料金の実現されているという昨年の評価でございました。他方で昨年の報告書においては、今後需要が拡大してくる可能性のある大容量プラン、あるいは5Gプラン、こういったところの提供状況。また先ほど、卸協議に関する制度整備の法案について御説明を申し上げましたが、昨年の検討の中で特に音声通話料金、特にその中でも従量制料金が長年高止まりしてきたというところを受けて、音声の卸協議の話にも至ったわけですが、その後、卸料金が引き下がったことも受け、現在、小売市場での音声通話料金、特に従量制の料金がどうなっているかというところは、昨年の政策の効果ということで、確認をする必要があると考えております。

②でございますが、環境変化等を踏まえた課題ということで、新たに次の項目、本日、資料4にて現状を報告させていただきますが、携帯電話端末の対応周波数の制限について、というところも、御議論いただければと考えてございます。

1ページおめくりいただきまして、右肩2の、今回の検証方針の全体像という資料がございます。左半分が昨年の報告書の構成になってございます。右側が今年の内容ということで、御提案申し上げるものでございます。

御覧いただくと分かりますとおり、基本的な検証作業の骨格はあまり変える必要がないと思っております。Iがモバイル市場の競争環境に関する検証ということで、特に2.の電気通信事業法第27条の3の執行の状況というところが本WGのもともとの設置目的ということもありますので、ここはまず重点的に検証を行う必要があるかと思っております。先ほども申し上げました改正事業法の大きく2つの柱、一つは通信と端末の分離の状況。また、もう一つは、過度な囲い込みの禁止という規律に関する項目について検証、御議論をいただきたいと思っております。

(1)の通信・端末の分離に関しては、先ほども申しましたとおり、通報窓口に寄せられている通報の状況。また、覆面調査の状況、事業者へのヒアリング等も通じて、法律の趣旨に則った対応が行われているかどうか、これをしっかり確認したいと思っております。

(2)でございますけれども、既往契約に関する事項とさせていただきます。御案内のとおり、改正法が令和元年10月1日に施行したわけですが、それ以前の契約に関しては現在の改正法の規律に合致しない、いわゆる古い契約、既往契約というものがありまして、いわゆる違約金が9,500円課されるような契約というものが、昨年秋の段階ではかなりの数がまだ残っていたということは、皆様も御記憶かと思えます。その後、総務省においても関連の制度整備を行い、また事業者におかれましては自主的に、積極的にこの既往契約の解消、特に違約金の撤廃という取組を進めてくださっており、そういった状況をしっかり確認するという作業が中心になろうかと思っております。

3のモバイル市場の現況と分析、でございます。最もコアとなる通信市場がどうなっているか、というところが(2)でございます。契約数、あるいは事業者数全体がどうなっているか。また、各社が提供している通信料金の動向、これはMNOのみならずMVNOも含めて、どういった料金プランが昨年以降提供されているか、その中でも特に、今申し上げました大容量や5Gプランの提供状況、さらには音声通話料金というのは、昨年以降どういった変化が見られるのか、ということを確認したいと思っております。また、今

年も国際比較をいたしたいと思っております。その下の、利用者の動向ということでございまして、特にMNO 3社の廉価プラン等とMVNOの間でどういった競争が行われているか、といったところは、重点的に御確認をいただく必要があるかなと思っております。

(3) 端末市場の動向でございますけれども、市場全体としての売上台数、売上高、いわゆる売上単価と呼ばれるような数字がどうなっているか。また、昨年も確認をしておりましてけれども、5G端末がどれぐらいの形で出ているのかというところの確認、また、中古端末市場の動向なども、引き続き確認をする必要があるかと考えております。

(4) ですが、事業者等の経営状況というところも、経営情報を確認したいと思っております。

IIでございますけれども、モバイル市場等における課題といたしまして、乗換コストのさらなる改善ということで、端末の機能制限、特に携帯電話端末の対応周波数の制限について、ここは新しいテーマになりますけれども、御議論を賜りたいと思っております。本日、資料4にて現状について詳しく御説明を差し上げる予定です。

2は販売代理店の状況ということでございまして、販売の現場で実際にどういったことが行われているかといったところを御議論いただく必要があろうかと考えております。

また、固定通信市場における課題ということで、事業者間連携による工事の削減、これにつきましては、昨年から引き続き検討している事項ですけれども、こちらも御議論いただきたいと思っております。

以降の3ページ目から7ページ目までは、今申し上げた概要を、それぞれの項目ごとにブレイクダウンしている内容でございます。昨年の報告書における提言の内容を受けて、今回の検証方針としてこういうことをやっていく、と。特に新しい論点、少し深掘りする論点というところを、赤字で表示をさせていただいてございます。

8ページ目は活用するデータというところでございます、基本的に昨年と同様でございます。

9ページ目が全体のスケジュールでございます。一番左に本日、事務局説明とございます。本日が検証作業のスタートということで、一番右が、夏頃までに報告書(案)をまとめてパブリックコメントを経て、報告書を取りまとめるという作業に入りたいと御提案申し上げます。特に4月、5月、①から⑤まであるのですが、この辺りは集中的に事実関係の把握を進めたいと思っております、昨年も3回に分けて関係者様のヒアリングを実施させていただいておりました。特に今年も、関係するプレーヤーが多いものですから、3

回程度ヒアリングを実施する必要があるかと思っております。その後、5月中下旬から6月にかけて論点を整理し、個別課題を議論し、報告書としてまとめていくということを御提案申し上げたいと思います。

参考までに、10ページ目は昨年のヒアリング対象事業者ですけれども、今後ヒアリング対象とヒアリング項目については、本日の皆様の御議論も踏まえて、事務局にて案を作成していきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく御議論のほどお願い申し上げます。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。昨年までに行ったことに引き続き、今年も夏頃までを目指して検証作業を進めていくというスケジュール、また、具体的な検証の視点について案が提示されたところがございます。今後の検証作業を進めていくに当たりまして、昨年以降の市場の変化や動向を踏まえて、こういった視点で取り組むべきかについて、構成員の皆様に御議論いただきたいということで、事務局からお願いが出たところでございます。

併せて、今後のヒアリングに向けてこういった事項を聞いたらいいかという点についても、構成員の皆様のお考えがございましたら、よろしく御披歴いただきたいということでございます。御発言を御希望の方はチャット欄で合図をしていただけたら、御指名をしたいと思っております。どうぞ御発言をよろしくお願いいたします。

中央大学の西村さん、どうぞ御発言よろしくお願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございました。また引き続き、この検証方針という形で検証を進めていくということに、大筋で賛成申し上げます。

1点、確認をさせていただきたい点がございます。音声通話料金（従量制料金）の提供状況について、という点でございます。本年度2022においては、課題から検証対象に移行しております。特にモバイル市場での競争、スイッチングへどのような影響を、この音声通話料金の変化あるいは提供状況が与えたのか。もちろんわずかな期間でございますので、それを定量分析することにはなじまないのかもしれませんが、できましたら定性的なデータ、あるいはそのほかの方法で分析をする起点としていただきますと幸いです。

そういった趣旨から、例えばこういった音声通話料金、これの提供状況のみならず、それがモバイル市場の競争にどのように影響を与えたか。例えば、こういった点を考えれば

いいのか、もし事務局のほうで何かお考えのところがありましたら、お教えいただけますと幸いです。もし、ない場合であれば、これからの議論だと思しますので、御放念ください。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。競争への影響をどういうふうにするかということですが、この点について、事務局でお考えがございましたら、どうぞお答えいただきたいと思えます。

【川野料金サービス課長】 西村先生、ありがとうございます。卸料金が引き下がったことを受けまして、実際に、特にMVNOを中心に、昨年話題になった音声の従量制料金については、従来と比較して半額程度の料金で従量制の音声サービスを提供している事業者がごございます。また、音声卸料金が下がったことを受けて、MVNOもこれまでなかなか手が出しにくかった、いわゆるかけ放題のプランなども出していらっしゃる事業者もいらっしゃると思えます。まずそういった提供側の状況というのは、しっかり確認したいと思えます。

その上で、西村先生の御発言は、どちらかという利用者の方がそれを受けてどれくらい動いたのかということも定量的に、場合によっては定性的に、ということかと思えます。恐らくですが、各利用者様は音声通話料金だけを見て選ばれている方もいらっしゃるかもしれませんが、その他の要素ということも総合的に勘案しながら、料金プランあるいは事業者を選んでいると思われまますので、音声通話料金がどれくらい影響を与えたのかということ把握するのも、なかなか容易ではないと思いつつ、実際にそういうプランを提供している、特にMVNOなどに、例えばヒアリングを通じてお客様の反応とか、そういったところをお聞きするというのは、ひとつできることかと考えております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。西村さん、よろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 了解いたしました。ありがとうございます。

【新美主査】 それでは続きまして、関口さん、どうぞ御発言をよろしく申し上げます。

【関口構成員】 関口でございます。昨年度を基本的に踏襲するということで了解なのですが、昨年から取り組んでいます代理店に対する注視について、実際にショップを数百店舗、閉店計画するという記事も出始めておりまして、今後MNO各社がショップの数を減らしてくるということも想定しなければいけないという点では、代理店に対する

注視というのは昨年以上に強調されるべきかと感じました。

あくまで感想ですが、以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。代理店への関心を寄せる必要があるというのはおっしゃるとおりですので、今後の動向を注視する必要があるだろうという点、大変時宜を得たコメントだと思います。

【関口構成員】 ありがとうございます。

【新美主査】 それでは北さん、御発言をよろしくお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。まず検証方針全体、大枠については賛同いたします。その上で、今後の検証の具体的な内容やヒアリング内容について、大きく2点に絞ってコメントをいたします。ただ、それぞれちょっと長くなりますので、御容赦いただきたいと思います。

まず、3ページ、4ページ。この事業法第27条の3の執行状況に関する検証方針についてなのですが、改めて本ワーキングの「報告書2020」を読み返しますと、端末の大幅な値引き等により利用者を誘引するモデルを、2年を目途に根絶する、と書かれています。完全分離施行によってこのようなモデルが根絶されるかと思いきや、現在白ロム端末を活用した大幅な値引きが行われています。こうなるだろうと当初から予想していたのですが、現状は私の予想をはるかに超えています。

今、私が把握している現場の実態について、御参考までに幾つかお話ししますと、この後、総務省さんから端末単体販売の拒否が現場で行われているという報告がありますが、それについてスタッフに話を聞くと、一括1円などのキャンペーンにおいて、端末がショップに入荷するやいなや、転売を目的とするであろう客がわさわさと現れて、根こそぎ持っていかれてしまう。明らかに転売を目的とする客には売りたいというスタッフの気持ちは痛いほど分かります。短期解約されるとペナルティが付くキャリアもありますので、スタッフは規制と現実の板挟みになっているわけでございます。

また、この白ロム端末の大幅値引きを絡め、キャリア間のポートイン獲得競争が激化しています。その背景にはスイッチングコストの低下があります。キャリア間、あるいはキャリア内のプラン間、ブランド間のスイッチにほぼストレスがなくなって、消費者はより自分に合ったキャリアやプランに容易に変更できるようになったわけですが、逆にキャリアにとっては、ユーザーが簡単に取られてしまうようになりました。取られたら取り返すということで、ポートイン獲得競争になっています。それに伴って各キャリアのショップ

評価指標におけるポートイン獲得率のウエイトがより高まってきておりまして、代理店はキャリアから、ショップにいてもポートインが取れないのだから、出張販売を積極的に行うように求められていると聞きました。さらにはポートイン獲得の手段として、古くて新しい手法も含め、様々な寝技が出てきていたり、おかしなことが起こっているようです。例えば、機種変更客を対応するスタッフを決めるためにバックヤードでスタッフがじゃんけんしているとか、つまり機種変更を受けても自分の成績にはならないということですね。あるいは、機変客を一旦楽天モバイルにポートアウトさせてからポートインさせるとか、モール内で複数のキャリアショップを運営している代理店が客を回しているとか、いろいろありまして、一昔前に戻ったように感じます。また出張販売とともに量販店がポートイン獲得の主戦場となっていて、ヒト・モノ・カネが量販店に集中する方向にあると聞いています。これが、この後説明があります事業法第27条の3への違反が疑われる事案が量販店で多いということにつながっているのだと思います。

こういった競争に、MNOに比べて圧倒的に体力が劣るMVNOは参戦できませんし、端末購入補助金というのは通信料金から回収されているので、中長期的な通信料金の高止まりや、MNOの寡占状態を形成することになります。何が言いたいかというと、事業法第27条の3の規律の趣旨に沿った対応が十分に行われているかどうか、十分な実態の把握と検証が必要だと思います。これが1点目。

もう1点目は、先ほど関口先生からありましたが、代理店の経営状況についての検証の方針についてです。今お話ししたような状況に加えて、オンラインの専用のプランが出てきまして、各種手続のオンライン化が進展している。また、SIMのみ新規、端末持込みが増加していたり、ARPUが減ったのでそれに伴って継続手数料が減少したり、キャリアによる代理店手数料の変更があったりと、今、販売代理店の手数料が全体的に減少していると聞いています。他方で、オンラインで買ったのだが使い方が分からないから教えてくれとか、量販で安く買ったのだが使い方が分からないとか、直接的に1円の手数料もキャリアショップには入らないお客様の来店が増えている。さらに、料金プランを変更するだけとか、廉価プランやブランドへの変更が増加しているとか、出張販売が増えているとか、結局、ショップスタッフの稼働は減るどころか増えていて、代理店の販管費はむしろ増加していると聞いています。

一方で、今、社会全体のデジタル化が進展している中で、リアル店舗を減らしていくというのは、金融業とか小売業など携帯業界に限った話ではありません。事業運営効率の高

い代理店に集約するとともに、デジタル化に対応したチャンネルに転換しなければ、キャリア自身も生き残れないし、代理店もこの環境変化に適応できたものだけが生き残るわけで、今まさに生き残りをかけた競争の真っ最中ということだと思えます。ただ、その過程において、キャリアによる優越的地位の濫用はないのか、消費者へのしわ寄せ、苦情相談につながるような不健全、不適當な販売が行われていないか。こういった現場の状況をしっかりと把握していただきたいと思えます。その際、これは非常に難しいと思うのですが、上場している販売代理店は数えるほどしかないので、2次店や地場の1次代理店の経営の状況の把握にも何らかの形で努めていただきたいと思えます。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。非常にある意味で憂慮すべき状況が出てきているという御紹介もありましたし、この点は我々の中でも今後しっかりと実態を見据えた上での議論が必要かと思えます。どうもありがとうございました。

ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

事務局におきましては、ただいまの発言を踏まえて、この方針に沿って今回の検証のための作業を漸次進めていただければと思えます。構成員の皆様には逐次、これからの会合で議論することになると思えますので、今後活発な御議論をいただくようよろしくお願いいたします。

それでは次に、議題（3）の「総務省情報提供窓口寄せられている電気通信事業法第27条の3関係の通報の状況」についてでございます。それでは事務局から御説明をお願いいたします。

【相良料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。資料3につきまして御説明をさせていただきます。

今、新美主査から御案内のありましたとおり、総務省情報提供窓口寄せられている電気通信事業法第27条の3関係の通報の状況でございます。

1ページおめくりいただければと思えます。こちらは携帯電話の販売代理店に関する情報提供窓口として設けているものでございます。先ほど方針の中で言及いたしましたとおり、こちらの通報状況につきましても、今後議論に役立てていただければと思っております。まず振り返りでございますけれども、昨年を検証作業におきまして、消費者保護ルールの在り方に関する検討会と本WGと合同で、特に販売代理店の現場において不適切な行

為が行われていないか、そういったところに着目して御議論いただいたところでございます。本WGにおいては事業法第27条の3の関係で通信料金と端末代金の完全分離に反する行為が行われていないか、また消費者保護ルールの在り方に関する検討会の観点から、まさに消費者保護ルール、適合性の原則に反する行為が行われていないか、そういったところに着目して御議論いただいたところでございます。こうしたところを踏まえて、上梓の1ポツ目でございますけれども、昨年9月に販売代理店における不適切な行為、またその背景となるような情報を提供いただくことを目的として、この窓口を設置したところでございます。今後また議論になる際には詳しく御報告ができればと思っておりますが、今回は昨年9月から今年の2月末という、運用開始から半年が経つところで、どのような状況にあるかを簡単に御報告させていただくものでございます。

2ポツ目を御覧いただければと思います。本年2月末までに寄せられた通報は合計で701件となっております。その内、通信料金と端末代金の完全分離違反に関する通報は394件というところでございます。下の円グラフに表してございますが、窓口の入力フォームにおきまして、申告者の方に(1)(2)(3)どれかをお選びいただく形となっておりますので、ここは基本的には、まず申告者がどの欄にチェックを付けたかというところで分類をしたところでございます。その段階でも通信料金と端末代金の完全分離違反が疑われるようなものが半数以上、56.2%あるというところでございます。

右側に書いてありますが、この中には主に端末の単体販売拒否、利益提供の上限超過疑義に関する通報が含まれるところでございます。振返りでございますけれども、回線契約とセットでの端末購入を条件とする利益提供は、基本的に上限2万円となっております。合計額がそれを超えるような利益提供を行う、要するに回線契約とのセット条件での利益提供の他に、端末単体購入でも適用される利益提供もあわせて行う場合に、端末単体販売を拒否すると、実態としてそれらが全て回線契約とのセット条件での利益提供と見做され、2万円上限を超過することとなるため、法に反する行為となります。一方で、その下、利益提供の上限超過疑義とありますとおり、これは端的に回線契約とのセット条件での利益提供額が2万円上限を超えていると考えられ、法違反が疑われるものとなっております。そうしたものにつきまして、この(2)として寄せられるものはもちろん、(1)(3)の中にもそういった行為が疑われるものがございましたので、そこも含めて確認をいたしまして、我々のほうで明らかに詳細不明のものを除いたりしつつ分析をいたしましたところ、この事業法第27条の3の違反が疑われる事案は352件あるところでございます。

次のページ以降、そうした法違反が疑われる事案について、傾向の御紹介をさせていただきます。

1 ページおめくりいただければと思います。右肩 2 ページでございます。事業法第 27 条の 3 違反が疑われる事案の件数というところで、まずこのページではキャリアごとに見るとどうか、という傾向をお示ししてございます。下の左側がこの 6 か月間の件数の推移をグラフで表したものでございまして、それぞれ色分けをしております。右側がその色に応じて、それぞれのキャリアで件数が何件あったかをお示ししているものでございます。御覧いただきますと、各キャリアで平均的に分布しているというよりは、オレンジや灰色の 2 社に関して件数が多いという結果となっているところでございます。

また、次のページを御覧いただければと思います。今度は同様の件数につきまして、店舗属性ごとに分けて分析をしたものでございます。そうしますと、先ほど北構成員に発言いただいた内容とも関連していますけれども、上枠の太字の記載のとおり、量販店等に関する事案の比率が極めて多い傾向が見て取れるところでございます。青色は量販店、緑色がキャリアショップでございますけれども、例えば右上 6 か月間の合計の件数のところで見ていただきますと、キャリアショップに関する事案の件数が 126 件、一方、量販店等に関連する事案の件数は 185 件となっております。右下でございます。実際の店舗数との比較というところで試算を出してございますけれども、例えば 3 席以上あるような実際の店舗数というのは、御案内のとおりキャリアショップのほうが当然多い形になってございまして、7,000 店ほどあると。一方で量販店については、約 1,300 店となっておりますけれども、実際、例えば 100 店舗ごとに件数が何件寄せられているかというところを見ますと、キャリアショップについては 1.8 件、量販店については 14.3 件という傾向となっているところでございます。

次ページ、右肩 4 ページ以降は、これは申告者の方に御同意いただきまして、実際に寄せられている通報の内容を、生の声として載せているものでございます。それぞれ 1 件ごとの詳細な説明は省かせていただきますが、例えばこのページ、まず端末の単体販売拒否に関するものでございます。先ほど申し上げましたとおり、回線契約と端末購入をセットとする利益提供は、基本的に上限 2 万円となっており、それを超えるような部分について、端末単体購入でも適用される利益提供の形で行おうとしている場合に単体販売拒否があると、実態として全体が回線契約を条件とする利益提供となり、上限超過となるところでございますが、一番上の申告を御覧いただきますと、回線契約をする人に販売するために単

体では販売できないという説明があったり、その下の申告にも表してございますが、本体のみの購入はできないとしつつ、乗り換え、新規契約用の在庫はあるというところで、傍らで回線契約者には端末を売りながら、単体では販売をしないというようなことが行われている、という違反が疑われる事案があるところでございます。

次のページでございます。こちらも単体販売時の割引拒否というところで、単体販売はするけれども、単体販売の人については割引を適用しないというような内容の申告が寄せられているところでございます。

また、次のページでございます。これは利益提供の上限超過疑義というところで、例えば単体販売の方にも割引が適用されるものの、回線契約とセットで購入した場合との値差が2万円以上開いているというものです。その超過分については、本来は単体販売の方にも適用されるべき利益提供と考えられるところ、提供がされていないということになるかと思っております。

最後のページ、これは御参考でございます。先日、消費者保護ルールの在り方に関する検討会のほうでも、窓口の状況について報告をさせていただき、適合性の原則に関する申告の例をこのように御紹介をしたところでございます。特に2ポツ目、3ポツ目、先ほどの北構成員の御発言とも絡みますが、例えば2ポツ目について、出張店舗で購入したところ、詳細な料金等の説明がなかった、そういったトラブルの例が挙げられております。あとは、3ポツ目でございます。キャリアから求められるポートイン指標が高くなっている、達成しないとショップに入る支援費が減ってしまって、ショップ運営継続のために、利用者ニーズを逸脱した提案をせざるを得ない、こういった声も上がっているところでございます。こういった背景が、恐らくは先ほどの量販店に関する申告が多いというところにもあるのではないかと推測されるところでございます。

いずれにしても、こちらについて、まず状況の概要として御報告をさせていただくものでございます。今後、我々として実施する覆面調査とも合わせて議論いただけるように御報告したいと考えてございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。通報状況について御説明いただいたわけですが、ただいまの説明について御発言御希望の方は、チャット欄でお知らせいただけたらと存じます。どうぞよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

今の通報状況を見ますと、先ほどの北さんのコメントを裏づけると申しますか、相俟っ

で現実がよく分かってきたところでございますけれども、何かこの点について御発言はございませんでしょうか。

特にございませんか。昨年も実施した覆面調査に加えまして、こうした利用者から寄せられる情報も非常に価値のあるものだと思います。ここで通報窓口に出していただいた方々には改めて感謝したいと考えております。今後の分析に当たっての参考材料として活用してまいりたいと思います。

相田先生、どうぞ御発言をお願いします。

【相田主査代理】 量販店に関しましては携帯に限らず、量販店に行けばいろいろなメーカーのものが一度に見られるというメリットがある一方で、メーカーの販売員がそのお店の人のような顔をして売っているというので、ほかの家電品でも結構関連するトラブルが多いと認識しております。場合によっては、携帯関係、通信関係に限らず、もう少し大きな目でタイアップして対応を協議するというようなことが必要になるのかなと、ちょっと思いました。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。確かに量販店固有のビジネスの在り方というのが影響しているというのは、相田先生のおっしゃるとおりだと思います。量販店の中には、メーカー派遣の人は店舗におりませんなどということを出物にし始めているところもあるように思います。量販店そのもののビジネスモデルを少し見据えた上で議論していくべきだという、相田先生の御指摘は非常にポイントを突いたところだと思います。

ほかに御発言御希望の方はいらっしゃいませんか。今後もこの通報状況は非常に有用な情報が得られると思いますので、今後とも参考にしてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後に議題（４）として、「携帯電話端末が対応する周波数の現状について」お諮りしたいと思います。

それでは、事務局から御説明よろしくをお願いします。

【川野料金サービス課長】 料金サービス課の川野でございます。では、資料４に基づきまして、携帯電話端末が対応する周波数の現状について、まずは現状説明ということで御説明を差し上げたいと思います。

右肩１ページ目を御覧ください。まずこの問題がどういう問題なのかということを傍聴の方々も含めて御理解いただくために、こういった資料を準備いたしました。携帯電話端

末につきましては、上の箱のところでございますけれども、電気通信事業法上、通信事業者のネットワークそのものに悪さをしないようにという観点からの技術基準、また電波法上、電波の混信を起こさないようにといった観点からの技術基準というものが定められております。これにはしっかり合致したものをお作りいただく必要があるというところがございます。他方で、どの携帯電話事業者の周波数に対応する端末を作らなければいけない等、そういったルールは現在ございません。

そうした中、2つ目でございますけれども、携帯電話事業者がメーカー各社から実際に端末を調達して販売する端末ですね、これはいわゆるキャリア端末とよく言われますけれども、そういうものの中には、その携帯電話事業者の周波数には対応しているのですが、他の携帯電話事業者に割り当てられた周波数には対応していないというものもあります。ここは「ものがある」とあるとおり、全てがそうということではございません。こうした端末につきましては、利用者の方が他事業者に乗換えた際に引き続き同じ端末を利用しようとしても、通信機能が制限される、というようなことが起こる場合があるということがございます。こうしたものが利用者にとって乗換え障壁になるのではないかという指摘があるという問題でございます。

下に絵を準備いたしました。上と下に分かれています。上がそういった問題がない、すなわち他社の周波数にも対応している端末の絵を描いております。下が逆に対応していない端末の例を描かせていただいております。上を御覧いただきますと、携帯電話事業者が2社いらっしゃるという前提で描いておりまして、左側の薄い黄色の携帯電話事業者には、周波数としてAという黄色いマーカーの周波数。これはA社専用の周波数が割り当てられている。また、Xとさせていただきますけれども、ピンク色の、これはA社B社共通のバンドにある周波数が割り当てられていると仮定をいたします。他方、右側の薄い水色の携帯電話事業者B社には、水色のマーカーがされたBという専用の周波数と、同じく先ほどのXという周波数が割り当てられているということと仮定いたします。

この場合に、上の図で出てくる端末は、例えば黄色のAと水色のB、またはピンクのX、この3つの周波数とも機能として対応するという端末の場合は、A社で使っても、真ん中にございますように、スピードも出るしエリアも広いと。これを、携帯事業者を乗換えてB社のほうにいても、B社のエリアがしっかりとカバーされる、エリア内でしっかりと通信ができています。また、通信性能もある程度しっかりと出るということが可能となります。

他方、下側の絵でございますけれども、携帯電話事業者A社が上の端末とは異なり、周波数AとXにしか対応してない端末を売ると。これ自体、今は違法ではないわけですが、この場合、当然A社と通信をする限りにおいては上の端末と全くパフォーマンスは変わらず、通信速度・エリアという意味でも、上と同じように通信が可能となるものでございます。他方で、この端末を持ったまま右側の水色の携帯電話事業者B社に乗換えようとする、B社がお持ちのBという水色の周波数に対応していない端末ですので、通信はXだけで行われるということになります。この場合、グレーに描かせていただいておりますけれども、B社の本来の通信機能というのは発揮されず、速度が低下したり、あるいはエリアがB社の本来のエリアを全てカバーできず、少し狭いということが起こり得るということでございます。

この問題に関するこれまでの政府の関連する検討状況等を少し御紹介したいと思います。2ページ目は本検証ワーキンググループにおける昨年の報告書でございます。(4)の②にございますとおり、意見ということで、構成員の方々、先生方ですが、御意見を頂戴しました。SIMロックを解除しても、端末が他社で使えないという周波数の問題があるから、カスタマイズされた端末というのはどうなのかと。あるいは、利用者の方にきちんと周知が必要なのではないか、といったような御意見を頂戴したところでございます。昨年の時点では、下の③でございますけれども、対応の方向性といたしまして、事業者乗換え時のスイッチングコストになっていないか、状況を注視していくことが適当であるということで、昨年は踏み込んだ検討は行わなかったところでございます。

続きまして3ページ目、総務省で定めておりますSIMロックに関するガイドラインにおける記述について、少しおさらいをさせていただきたいと存じます。4というところでございますけれども、SIMロックについての基本的な考え方、これは昨年開催いたしましたスイッチング円滑化タスクフォースにおきまして議論を賜りまして、SIMロックに関して事業者の変更、あるいは事業者と一緒に使うような併用による他事業者のサービス利用。これは場合によっては海外で御利用になるという場合も含めて、これができなくなるといいますので、利用者の権利を制限する効果があるという点。また、そういった役務契約の変更、締結のコストを押し上げることによって、競争に対しても悪影響を与えるということで、事業者が正当な理由なくSIMロックを設定する行為については、これは業務改善命令の対象になるということで、昨年、原則禁止ということにさせていただいております。この正当な理由があるとお考えであれば、それは総務省に御相談くださいと

いうことにしておりますけれども、これまでのところ御相談はなく、各事業者、昨年10月以降新しく発売された端末については、全てSIMロックをかけない形で販売をされていると理解しております。

その下に7とございますけれども、SIMロック以外の機能制限についても同じように、これは一般論としてですが、問題視をしますよということを書いてございます。しかしながら、これをもって携帯電話の先ほどの周波数全て、例えば先ほども言いましたように、Bという周波数を全て載せてくださいというところまで求めているものではございません。

4ページ目でございます。これは公正取引委員会が昨年の6月に御発表されました「携帯電話市場における競争政策上の課題について」という令和3年度調査の報告書の抜粋でございます。この中では、アの現状といたしまして、公正取引委員会におかれましてMNO3社、あるいは端末メーカーにヒアリングをされたということでございます。MNO3社においては、他の通信事業者の周波数帯への対応については、メーカーに一任しているという御説明だったというようなことでございます。また端末メーカーにおかれては、新規事業者、これは具体的にはこの当時ですと楽天モバイル様のことだと思いますけれども、楽天モバイル様が参入して以降、楽天モバイルに対応した周波数に対応しています、というヒアリングの結果だったということが書かれてございます。

こちらに独占禁止法上あるいは競争政策上の考え方というのが示されておりまして、まず1パラのところ、MNO3社が新規MNOを排除するような行為、これは確認されなかったけれども、仮にそういった排除をするために端末メーカーに対してそういう対応をしないような端末を作りなさいと、いうことをおっしゃった場合には、これは独占禁止法上問題となる恐れがある、という形で問題視される記述が盛り込まれているというところでございます。他方、端末メーカーに対しては、新規事業者も他事業者同様に事業活動が行えるよう、新規事業者にも対応した端末を製造することが競争政策上望ましいという形の奨励をするような記述が盛り込まれているという状況でございます。

続きまして、5ページ目でございます。実際に現在国内の携帯電話各社に割り当てられている周波数の状況を、星取りの表のような形で御覧いただければと思います。見てのとおりということでございますけれども、特に右から3つ目の1.7ギガヘルツというものが4Gの周波数では全社共通で割り当てられているということで、先ほど最初の絵で申しますと、Xと申し上げた周波数が実際にこれに当たるような形だと思います。こちらの周波数帯は、国際的にも多くの国で使われているという周波数帯と承知をしております。他

方で、よく周波数で話題になりますプラチナバンドと呼ばれる周波数帯、具体的には特に800メガヘルツ帯、900メガヘルツ帯の周波数におきましては、バンド18というのがKDDI様と沖縄セルラー様、バンド19につきましてはNTTドコモ様、900メガヘルツ帯のバンド8につきましてはソフトバンク様に、それぞれ単独で割り当てられているというような状況になってございます。

また、下の5Gの周波数帯を御覧いただきますと、こちらは大きな特徴として、1番右側の28ギガヘルツ帯という周波数がございます。これはミリ波と呼ばれる周波数帯でございます。特に5G用に割り当てられた高周波の超高速通信を可能とするという周波数帯でございますけれども、やはり高い周波数帯ということで、技術的にはひと手間かかる周波数帯だと承知をしております。そこから左側ですね。よくSub6と言われますけれども、6ギガヘルツ帯よりも下の周波数、具体的には3.7ギガヘルツ帯、4.5ギガヘルツ帯、こういったところも、それぞれ各社様にこういった形で割り当てられているというところでございます。特にドコモ様に割り当てられているこの4.5ギガヘルツ帯というのは、他社よりも少し離れているところなのかなと考えてございます。

以後、6ページから5ページにわたりまして、実際に現状各社が販売になられている端末の周波数がどうカバーされているのか、これは各社、生データは公表されていますので、それに基づき総務省において星取りを行ったものでございます。上に黄色く、先ほど申し上げました周波数帯が書かれております。その上でバンドの名前の下にD、K、S、Rと書かせていただいたものがございます。これはドコモ様、KDDI様、ソフトバンク様、楽天モバイル様という意味でございまして、塗りつぶされている事業者にはこの帯域が割り当てられているということを、一目して分かるように示させていただいたというものでございます。

御覧いただきますと分かりますとおり、先ほど申しました1.7ギガヘルツ帯、これは4社共通で割り当てられています。すみません、このページ自体がまず、いわゆる汎用的なスマートフォンが対応している4G向けの周波数がどうなっているかという星取表になります。ただいま御説明したとおり、1.7ギガヘルツ、2.0ギガヘルツというところを御覧いただくと、全部丸が付いているということでございますので、冒頭に申し上げたとおり、全くつながらないということではなくて、このXというところで通信は大体成り立つということのようでございます。他方、左側を見ていくと、特に赤いところ、あるいは青いところ、さらにオレンジというところがございますけれども、必ずしも全ての周波数帯を

全ての端末でカバーしているというわけではないというところでございます。

個別のメーカーごとに御覧いただくと、Apple様は全ての周波数に対応されている。またアンドロイド端末につきましても、Google様につきましても700メガヘルツと、先ほど申し上げましたプラチナバンドの800メガヘルツ、900メガヘルツも3事業者様とも全てカバーされているという感じでございます。また、その他のアンドロイドメーカー様でも、シャープ様を御覧いただくと、このプラチナバンド帯全ての端末で3社様ともカバーされているという状況でございます。他方で、SAMSUNG様、ソニー様、富士通様などですと、それぞれ納入先の取扱いのMNOに割り当てられた周波数には対応しているものの、その他のキャリアの周波数には対応していないという端末を、今はお作りになって納入されているということのようでございます。

次の7ページ目が、汎用的なというよりは、各キャリアが比較的独自で販売されている端末でございます。御覧いただきますと、こちら大体1.7ギガヘルツ、2.0ギガヘルツはおおむねカバーされているということでございます。他方、プラチナバンドで御覧いただきますと、シャープ様のシンプルスマホ5というのはカバーされている。また、昨年秋にBALMUDA様が、家電などで有名なところですが、新たにソフトバンク様と組まれて端末を出していますけれども、こちら必ずしもソフトバンク様の周波数帯だけということではなくて、KDDI様、ドコモ様の周波数にも対応しているということかと思っております。また、ソフトバンク様が新たに出されたライカ様の端末というのも、他社にも対応しているようなことが確認できるということでございます。楽天様もRakuten BIG、Rakuten Mini、Rakuten HANDという形でいろいろ出されております。御覧いただくと、KDDI様、ドコモ様の800メガヘルツはカバーしているけれども、900メガヘルツ帯はカバーできていないという状況でございます。

8ページ目を御覧いただきますと、こちらはフィーチャーフォンでございます。パッと御覧いただいて分かるのは、丸の数がすごく少なくなっていることをお感じいただけるかと思えます。特に、例えば一番右の3.5ギガヘルツ帯、これは3社とも割り当てられている周波数でございますけれども、基本、高速通信を可能とするための周波数ということで、フィーチャーフォン、いわゆるガラケー的な端末ですと、必ずしも高速通信が必要ではないという御判断なのかと思えますけれども、この3.5ギガヘルツまでは載せていないということのようでございます。特にプラチナバンドと1.7ギガヘルツないし2.0ギ

ガヘルツを載せていると。そこだけで作り込んでいるという形が窺われるところでございます。

9ページ目が、同じような端末になりますけれども、今度は5G用の周波数はどのようにカバーされているかというファクトを御紹介申し上げます。1番右側がまずは特徴的でございます。先ほども申しましたが、ミリ波という周波数でございまして、御覧いただくと分かる通り、現在はミリ波にまだ対応していない端末というのが、この汎用的なスマホでも結構あるということが窺えます。Apple様のiPhoneにつきましても、日本で売られているモデルにつきましては、まだミリ波に対応していないと承知してございます。またそれ以外のSub 6の周波数帯につきましても、先ほども申しましたとおり、4.5ギガヘルツ帯の周波数帯、これはドコモ様だけにしか割り当てられていないということも一因かと思っておりますけれども、他社が取扱っている端末ではやはり対応していないというケースが多いように見受けられます。また、n77、n78、3.4ギガヘルツ、3.5ギガヘルツといったところの周波数帯は4Gに似ておりまして、4Gでマルチキャリア対応しているメーカーは比較的対応していますけれども、そうでないメーカーは必ずしも対応していないということかと思っております。

10ページ目はキャリア独自のスマートフォンについて、5G端末がどうなっているかというところでございます。

続きまして、11ページ、12ページ、これは総務省の消費者センターに寄せられた意見ということで、幾つか御紹介したいと思います。SIMロックの解除を進めてきたということもあって、SIMロックを解除すると他社で使えるという部分の情報が浸透したこともあると思うのですが、実際にSIMロックを解除しても、他社で実際に使えないということを経験されて、苦情というか御意見を総務省に寄せられていらっしゃる方が徐々に増えているのかなと思っております。2つ目にあるとおり、A社につながってもB社にはつながらないというような御意見が11ページ、12ページ目に寄せられているところでございます。

13ページ目でございます。こちらは参考の情報として、国内のスマートフォンの販売が、どの事業者が中心で行っているかという点。また、メーカー別のシェアを、これもファクトのデータとして、御議論の参考までにお示しさせていただいております。まず、左側のグラフでございますが、緑色の棒グラフは、民間の調査会社であるMM総研様がお調べになって出されている、国内の携帯電話端末の出荷台数調査の中での国内のスマート

フォンの出荷台数を載せさせていただいてございます。他方、茶色のところは、私ども総務省がMNO 4社から実際にスマートフォンの売却台数を報告いただいております、こちらを載せさせていただいております。したがって、必ずしも物差しが一緒ではないのですけれども、ボリューム感として、国内で売られている端末のかなり大部分は、MNO 4社を通じて販売されているのではないかと傾向が窺われるところでございます。

また右側は、こちらMM総研様の調査結果でございますけれども、実際に端末のシェア、御案内だと思いますけれども、国内ではApple様のシェアが高いというところでございまして、2位がシャープ様というような状況でございます。Apple様、シャープ様は先ほどの御説明にありまして、比較的複数の事業者の周波数に対応しているということですので、いわゆる周波数が対応してなくて、という問題は、残りの約4割の方を中心に起きている問題かなと思っております。

今回は事実関係の御報告ということで、事務局で調べられた情報をお出ししております。現在海外の情勢も調べておまして、次回以降、追加の情報ということで御報告を差し上げたいと思っております。

説明が長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。御質問等あれば承りたいと存じます。

【新美主査】 どうも詳細な説明をありがとうございます。状況はよく分かりました。それでは、ただいまの説明について、御発言を御希望の方はチャット欄で合図していただけたらと思います。どうぞ、御発言をよろしくお願いいたします。

それでは、相田先生、どうぞ御発言をよろしくお願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。私もこれを伺いまして、自分で調べてみたのですが、各キャリアのホームページを調べると、今販売している端末に関しては、きちんと対応周波数を表示していらっしゃる。詳しい仕様というのを見ると、そのところにPDFが貼り付けてあってというようなケースもあって、あまり見やすくはないのですが、昔に比べると対応周波数の表示というのはかなりきちんとされるようになってきたな、とは思っています。ただ、先ほどの11ページ目の4つ目のポチですね、ショップでSIM交換すれば大丈夫だよと言われてたけれども、実際にやってみたら駄目だった、というようなことがあると、やはりこれはよくないので、きちんとこういう情報がシェアできるように、今回、事務局でお作りいただいたこの資料自体がその見本になるのかもしれないけれども、こういうものを利用者が簡単に見られるような環境を、ぜひやっていただ

きたいと思います。

その中で気になった点が幾つかありまして、まず一つは周波数表示のことなのですけれども、例えばバンド1を2.0ギガヘルツと書いてあるキャリアと、2.1ギガヘルツと書いているキャリアがいらっしゃる。バンド3も1.7ギガと書いてある事業者と1.8ギガと書いている事業者がいらっしゃる。これは実際にそれぞれのキャリアが割り当てられている周波数がどちらに近いかという丸めの問題なのかと思うのですけれども、同じバンドでも表示が違っていると、利用者から見ると違うバンドなのかなと誤解を招きかねないというので、これはぜひ統一していただければと思います。

それから、バンドに対応しているといったら、多分みんなは当然そのバンド全体に対応していると思う、ということで、例えばバンド3で自社に割り当てられた周波数にしかつながらないように制限しているといったら、これはSIMロック並みに非常にまずいことだと思うのです。5G用の周波数については、同じn77とかn78とかいっても、かなりキャリアによって周波数がばらけているので、このバンドに対応しているからといって、本当に全ての周波数を同じように快適に使えるのかというのは、ちょっとよく分からない。ミリ波も、各キャリアに割り当てられている周波数帯全体で見るとかなり広いバンド幅になりますので、本当にその中でどの周波数であっても同じぐらい快適に使えるのかというのはよく分からないということで、ここら辺はこれから端末メーカーなどにも話を伺って、もし同じバンドの中でも得手不得手というのが生じてしまわざるを得ないというような状況なのだったら、ここら辺の表示方法をもう少し工夫してもらう必要があるかなと思いました。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今後、表示方法などを考えていくときに非常に貴重な指摘だったと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして北さん、御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。今、相田先生の御発言、完全に同意いたしますので、よろしくをお願いします。

本件について、私も個人的に複数の業界関係者にヒアリングを行いました。今後確認すべきポイントがありましたので、それをお伝えしたいと思います。その前にまず、キャリアがアンドロイド端末のメーカーに自社の周波数だけに対応せよと言ったり、メーカーがキャリアからそうしろと言われた、といったことは、確認できませんでした。また、メー

カーが当該のキャリア以外の周波数に対応するかどうかというのは、メーカー独自の判断で行われていました。これは公取の調査に記載されたとおりであることを確認しています。

問題は、総務省あるいは公正取引委員会がアンドロイドメーカー、あるいはキャリアに対してほかのキャリアの周波数帯に対応せよと要請した場合、何が起こるかということなんですが、追加コスト、特に検証テストに要するコストを誰が負担するのかという問題があるということ。もう一つ重要な点として、キャリアは、自社が保有する周波数帯で最高の通信品質を発揮できるように社内基準を設けていて、メーカーはキャリアと相談しながら開発を進めているようです。ほかのキャリアの周波数に対応する、つまり他キャリアの周波数のマスクを取るということは、当該キャリアの通信品質とトレードオフの関係にあるようなのです。他キャリアの周波数に対応すると、当該キャリアの通信品質が犠牲になり、ユーザーが不利益を被るということでした。逆に言うと、全周波数に対応したSIMフリー端末やiPhoneというのは、当該キャリアだけに対応している端末に比べて通信品質は悪いということのようです。1ページ目の図で左下に「通信○」となっているのですが、これは「◎」なのではないかということです。この点についてまだ私自身、腹落ちしていませんし、技術的に理解できておりませんので、ぜひこれからのヒアリングで確認していただきたいと思っています。

また、諸外国の状況について、私も今まだ調べ切れていないのですが、少なくともアメリカや韓国では日本と同じような状況、つまりキャリアOEM端末というのは、基本的に自社周波数帯のみに対応しているということは確認できていまして、欧州についてはまだこれから調べようとしているところでございます。

以上でございます。

【新美主査】 これもまた非常に貴重な情報をありがとうございます。今後の対策を考えるのに有用な情報だと思います。

それでは大橋さん、どうぞ御発言をお願いします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。他社の周波数に対応していない端末について、今、北委員がおっしゃったように、技術面でも勉強しなければいけないことが我々にはあると思いますし、またコスト面でもしっかりヒアリングなどをして実態をつかんでいくことは重要だだと思います。必ずしも対応しなければいけないのかということについてもしっかり議論をして、まず表示をしっかりしてもうらというところは詰めておくべき点なのかなと感じています。

以上です。ありがとうございます。

【新美主査】 どうもありがとうございます。大橋さんのおっしゃっていることに私は全く同感ですので、表示は必要だと思いますが、今後の表示方法をどうするのかというのは非常に大きなポイントになるかと思っておりますので、ぜひ技術的あるいは価格戦略的、価格の点などもメーカーへのヒアリングで聞きたいと思っております。

ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは皆さん、どうもありがとうございました。

この周波数対応の問題につきましては、以前から構成員の皆様から問題提起はあったと思っておりますけれども、なかなか深く立ち入った議論はしてこなかったと記憶しております。しかし、電気通信事業法の改正やSIMロックの禁止などで、通信と端末の分離といった政策によって進み、ある意味、その成果が出てきたことから、従来あまり問題となっていなかったこの周波数対応というのが、より表面に浮き出てきたと感じております。

本日は、事務局から、関係する事実について丁寧に調査していただいて、その結果を説明していただいたところです。また、相田さんや北さんから貴重な情報も得られたところでもあります。今後とも関係者から話をよく聞いて、この問題を議論していく必要があるかと思っております。

価格はどうかというのは私も関心があるのですが、大橋さんが言ったように、コストがどれぐらいかかるのかというのは、なかなかメーカーからは聞きだせないかもしれませんが、その辺も含めて個別の端末メーカー各社に対応を聞くことは非常に大事だと思いますので、事務局を通じて各社にその辺を率直に話していただくのが今後の我々の作業にとって有用だと思います。その意味で、事務局は各社との調整をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。最後に事務局から連絡事項がございましたら、よろしくお願ひします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございました。構成員の皆様におかれましては、本日の御議論を踏まえて、今後のヒアリングに向けてどういった事項を質問すべきかお考えを聞かせていただければと思っております。追って事務局からメールにてお願ひをさせていただきます。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載いたします。

事務局からは以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今日はお忙しい中、非常に率直な御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。本日はこれにて閉会ということにしたいと思います。

それでは失礼いたします。

以上